



# 通園制度

## こども誰でも通園制度とは？

子育て支援を強化し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、  
全ての子育て家庭に対して、子育て負担の軽減を図るため、子育て支援の  
充実を図るため強化するため創設された新たな通園制度です。

### 対象者

- ・ 保育所等に通っていない

0歳6ヶ月～満3歳未満が対象

### 利用方法

- ・ 月10時間の枠内で

時間単位で柔軟に利用可能



※利用時間は、市町村により異なる場合があります。詳細についてはお住まいの市区町村にお問い合わせください。

## こども誰でも通園制度を利用すると……

### こどもにとって

- ・家庭とは異なる経験や、地域に初めて出て行ってさまざまな経験が得られます
- ・こどもに対する関わりや遊びなどについて専門的な理解を持つ人がいる場での経験を通じて、ものや人への興味や関心が広がり、成長していくことができます
- ・遊びながらこどもの好奇心により、社会情緒的な発達を支えるなど成長発達に資する豊かな経験をもたらします

### 保護者にとって

- ・「こども誰でも通園制度」が「子育て支援」策の一環として提供となり、これにより様々な情報や人とのつながりが広がり、保護者が子育てにおいてこうした社会的資源を活用しやすくなります
- ・専門的な知識や技術を持つ人と関わることで、ほっとできたり、不安感、子育ての悩みにつながったりするとともに、月に一定時間でも、こどもと離れ時間を過ごすことで、育児に関する負担感の軽減につながります

#### 一時預かりとの違い

一時預かり事業が、「保護者の立場からの必要性」に対応するものであるのに対して、こども誰でも通園制度は、保護者のために「預かる」ものではなく、家庭にいないだけでは得られない様々な経験を通じて、こどもが成長していくように、こどもの育ちを応援することが主な目的です。

制度の詳細については、「こども誰でも通園制度の実施に関する手引」をご確認ください。

→こども誰でも通園制度について | こども家庭庁

## 利用の方法について

申請方法は市町村ごとに異なります。詳しくはお住いの市町村にお問い合わせください。

利用者による申請

市町村による認定

決定通知受理

事前面談予約

事業所との事前面談の予約はシステムで行うことが可能です。

事前面談

施設の利用

事業所内で実施

